

「まるごと根室」商標使用に関する要綱

（目的）

第1条 この要綱は、商標権（昭和34年法律第127号）に基づき、市が所有する登録商標「まるごと根室」（令和4年9月20日登録第6617147号、以下「本商標」という。）の使用に関して必要な事項を定めることにより、ねむろ水産物普及推進協議会（以下「協議会」という。）等の活動を通じて、ブランド浸透及びイメージアップを図ることを目的とする。

（商標権）

第2条 本商標は、指定商品又は指定役務並びに商品及び役務の区分第35類で指定する区分を対象とする。

2 本商標（登録第6617147号）に関する一切の権限は、根室市が所有し、水産経済部水産振興課並びに商工労働観光課が取扱うものとする。

3 本商標は、無断で使用してはならない。

4 本商標と誤認される類似の文字の使用又は商標登録の出願をしてはならない。

（使用対象者）

第3条 本商標の使用対象者は、次の各号のいずれかに該当する者とする。

（1） 協議会会員

（2） 根室産取扱店として認証されている者

2 前項に掲げるもののほか、市長が特に必要と認める場合は、この限りではない。

（使用承認の申請等）

第4条 前条に規定する使用対象者（以下「申請者」という。）が本商標を使用しようとする場合は、あらかじめ「まるごと根室」使用承認申請書（様式第1号）に必要資料を添付して市長に提出するものとする。ただし、市長が特に認めた場合は、この限りではない。

2 市長は、本商標の使用承認に際し、必要に応じて条件を付することができる。

（使用の決定）

第5条 市長は、前条の使用承認の申請があったときは、速やかにその申請書の内容を審査し、適当であると認めた場合は、当該申請者に対し、「まるごと根室」使用承認決定通知書（様式第2号）により通知し、また、商標の使用を認めないと決定したときは、当該申請者に対し、「まるごと根室」使用不承認通知書（様式第3号）により、通知するものとする。

（使用承認の制限）

第6条 市長は、次の各号のいずれかに該当する場合は、本件商標の使用を承認しないものとする。

- (1) 法令又は公序良俗に反し、又はそのおそれのあるとき。
- (2) 特定の政治活動、思想活動又は宗教活動を助長するおそれがあるとき。
- (3) 自己の意匠その他これに類するものとして利用するおそれがあるとき。
- (4) 特定の個人又は団体の売名に利用されるおそれがあるとき。
- (5) 市の信用又は品位を害する行為と認められるとき。
- (6) その他承認することを市長が不適當と認めるとき。

(使用料)

第7条 本商標の使用料は無料とする。

(使用上の遵守事項)

第8条 本商標を使用する者は、次の各号に掲げる事項を遵守しなければならない。

- (1) 商標の機能を損ない、又は権利の喪失を招くことのないように努めること。
- (2) 同商標を使用して虚偽行為や悪意を持った行為を行わないこと。
- (3) 第三者が商標を侵害し、又は侵害しようとしている事実を発見した場合は、直ちに根室市に報告すること。

(使用承認の取消し)

第9条 市長は、当該使用が次の各号のいずれかに該当するときは、使用を取り消すことができる。

- (1) 前条の遵守事項に違反したとき。
- (2) 虚偽行為により第三者に損害を与えるような使用をしたとき。
- (3) その他市長が適當でないと認めたとき。

(責任の帰属・免責)

第10条 市長は、本商標の使用に関して生じた損失補償等について、一切の責任を負わないものとする。

(無断使用等の禁止)

第11条 市長は、事業者等が商標を無断で使用したと認めたときは、当該事業者等に対し、使用禁止の警告を発し、無断使用等によって生じた損害を請求することができる。

2 本商標の使用承認を受けた者は、第1条に規定する目的以外に使用し、又は権利を譲渡若しくは転貸してはならない。

(補足)

第12条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、別に定める。

附 則

この訓令は、公布の日から施行し、令和4年9月20日から適用する。